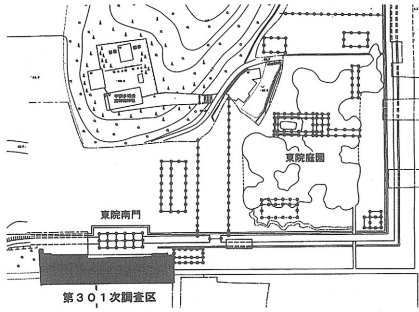


# 奈良・平城宮跡

へいじょうきゅう

- 1 所在地 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 第三〇一次調査 一九九九年(平11) 四月～八月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 田辺征夫
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



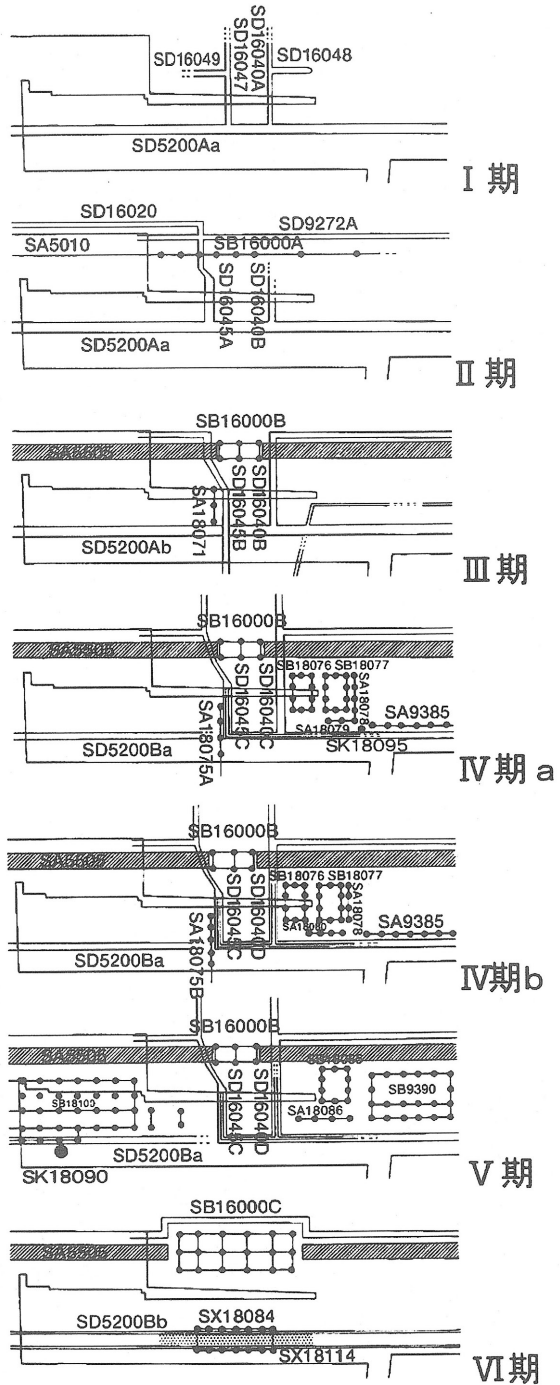
本調査区は、平城宮東院地区の南門（推定建部門）南側にあたり、門前を東西に走る二条条間路路面北半部からその北側の堀地部分を含む、東西五六m、南北一〇一五m、六五〇㎡を占める。検出した主な遺構は、二条条間路SF五九四〇、同北側溝SD五二〇〇の他、堀地部分に建つ掘立柱建物五棟、堀地部分を流れる三条の南北溝、門前の北側溝に架かる橋SX一八〇八四、

掘立柱塀、土坑などである。このうち木簡が出土したのは、二条条間路北側溝SD五二〇〇、宮内からSD五二〇〇に流れ込む南北溝SD一六〇四〇とSD一六〇四五、橋SX一八〇八四の柱穴、掘立柱建物SB一八一〇〇の柱穴、南北掘立柱塀SA一八〇七五Bの柱穴、それに土坑SK一八〇九五・一八〇九〇で、出土点数は二九六点（うち削層二五一点）である。

遺構は大きくI～VI期の六時期に分かれ、さらにIV期はa b二小期に分かれる。二条条間路北側溝SD五二〇〇は、改修によりA・B二時期に分かれるが、各時期はさらにそれぞれ二小期に分けられる。東院南面を区画する施設がまだ造られていない、平城宮造営当初にあたるI期のSD五二〇〇Aaは、幅一・五m以上、深さ〇・二mほどの浅い溝で、東院南面を画する東西掘立柱塀とそれに開く一間の南門SB一六〇〇Aが造られたII期にも存続した。III期になると、東西塀は築地大垣に変わり、門は桁行二間、梁間一間の掘立柱建物SB一六〇〇Bになる。北側溝は北岸を約一・二m南にずらす(A b)。幅一・五m以上、深さ〇・三m。II III期は奈良時代前半である。SD五二〇〇Aaからは五五点（うち削層は四一点）、Abからは四点（同二点）の木簡が出土した。

天平一七年(七四五)の平城遷都後の奈良時代後半にあたるIVa期には、堀地部分の南門東側に二棟の掘立柱建物が造られ、SD五二〇〇Abは約二m南に掘り直され、SD五二〇〇Baとなる。こ

の溝は次に述べるB b堆積土の下層で検出したもので、検出幅1m、深さ50cmの掘形と、その中で幅0.5m、深さ0.3mの木樋抜き取痕跡の溝を確認した。さらに木樋の台とみられる凝灰岩や埴を掘形底部で検出した。ただし調査区西半部では深さ0.1~0.2m程度しか残らず、木樋もない。SD五二〇〇Baは、南門の前あたりを境として、東西に水を振り分けていたものとみられる。このBaは奈良時代後半のV期にも存続する。この溝から木簡が一点出土した。なおV期には建物は建て替えられ、門前東で二棟、西で一棟



第301次調査遺構変遷図

検出したが、特に西側のSB一八一〇〇は大型である。奈良時代末のVI期になると、東院南門は礎石建のSB一六〇〇〇Cに変わり、その基壇造成時にそれまでの門の東西両側にあった南溝SD一六〇四〇DとSD一六〇四五Cを埋め立てる。また堀地部分の建物はなくなる。そしてそれに伴いSD五二〇〇Baは、場所を変えないが大幅に改修を加えられ、SD五二〇〇Bbとなる。すなわち幅を二・四mに広げ、0.3~0.5m大の自然石で両岸を護岸する。そして南門の前面に橋SX一八〇八四を架け、溝底に

石を敷く。敷石が残る所では、溝の深さは側石上面からわずか〇・一mほどしかない。SD五二〇〇Bbからは四点の木簡が出土した。

南北溝SD一六〇四〇及びSD一六〇四五は、南門が礎石建になる以前に、その東西両側を宮内から二条条間路北側溝に流れ込んでいた溝である。いずれも掘り直しがあがるが、新しいほど門の辺りで東に移る。SD一六〇四〇はA-Dの四時期あり、木簡が出土したのはSD一六〇四〇Bであるが、それはII時期にあたり、幅〇・五m深さ〇・三mの、素掘りの溝である。木簡の出土点数は二点。

SD一六〇四五はA-Cの三時期あり、AはII期、BはIII期、CはIVV期にあたる。一点の木簡が出土したSD一六〇四五Cは、幅約〇・七mの掘形に幅〇・三mの木樋を据えていたとみられる。なおBの時期にはこの溝はSD五二〇〇を越えて、二条条間路上まで延びていた。またSD一六〇四五Cの西岸には、堀地から二条条間路にかけて南北掘立柱塀SA一八〇七五が作られた。この塀は作り替えによりA・Bに分かれ、SA一八〇七五Bは四間以上で、柱間は七尺。IVb期に属し、柱穴から木簡が一点出土したが、判読不能。橋SX一八〇八四はVI期に南門の前に造られた橋である。桁行六間、梁間一間で、柱間寸法は桁行の東西両端間が六尺、それ以外は七尺とやや広く、梁間は一一尺である。東西幅は南門SB一六〇〇〇Cの中央三間と揃う。柱はいずれも方柱で掘立柱。この柱穴から木簡が一点出土したが、断ち割り調査で出土したため、柱穴が切っ

ているSD一六〇四五B・Cの埋土に含まれていた可能性が残る。


掘立柱建物SB一八一〇〇は、南門西側の堀地部分にV期に造られた東西棟建物。西端は発掘区外に延びるため、桁行七間以上となり、梁間二間の身舎には南庇がつき、さらにSD五二〇〇Ba上に四間以上の縁台が張り出す。柱間寸法は桁行一〇尺、梁間八尺、庇の出は一〇尺。身舎は床束を持つ。柱の掘形は身舎側柱で一・八×一・二m、深さ〇・八m、庇は一・八m×一・五m、深さ約一mといずれも大きく、掘形内には礎板や根固めの材が残る。九点の木簡が柱穴の断ち割り調査で出土したが、西端の身舎側柱から出土した(20)以外は、南庇の柱穴からである。ただし南庇はSD五二〇〇Aの埋土を切って柱穴を掘っているため、木簡は溝の埋土に含まれていたものである可能性もある。

土坑SK一八〇九五が発掘区東隅にあり、直径約〇・八m。SD五二〇〇Abの埋土を掘りこんでいるとみられるため、IVa期に属すると考えられる。ここからは二・三三点(うち削屑二〇三点)の木簡が出土したが、細片のためほとんど判読できない。

発掘区西端近くの、SD五二〇〇南半から二条条間路にかけて位置する土坑SK一八〇九〇は、東西二・二m、南北二・四mの大きさで、V期に属する。埋土中には掘立柱建物SB一八一〇〇から生じたとみられる、檜皮と瓦の破片が大量に含まれる。ここから削屑五点が出土したが、いずれも判読不能。




南北溝 S D 一六〇四五 C

(13)  [国カ] (221) × (23) × 6 039

橋 S X 一八〇八四柱穴

(14) 「天平宝字」<sup>〔二年カ〕</sup>  六月廿一日 (82) × 20 × 3 019


掘立柱建物 S B 一八一〇〇南庇東より五本目柱穴

(15) 「〇牒」大蔵省送<sup>〔長カ〕</sup>  (321) × 35 × 3 019

(16) 「浅緑」一丈右随

 十二月廿  (193) × 35 × 4 019

(17) 「」(削り残り)  <sup>〔丹カ〕</sup> <sup>〔国カ〕</sup> <sup>〔郡カ〕</sup> 191 × 26 × 5 033

(18) 「水盡盡」<sup>〔盡カ〕</sup> 

「家掾カ」 「掾カ」 「使カ」 「道」 (191) × (29) × 2 081

掘立柱建物 S B 一八一〇〇南庇東より六本目柱掘形


(19) 「」美作国英多郡英多郷「白米」

「五斗」(削り残り) 173 × 28 × 5 032


掘立柱建物 S B 一八一〇〇身舎南側柱西端柱掘形

(20) 「真」<sup>〔道カ〕</sup> (96) × (11) × 3 081

土坑 S K 一八〇九五

(21) 「山部廣依夕」 鎗石村

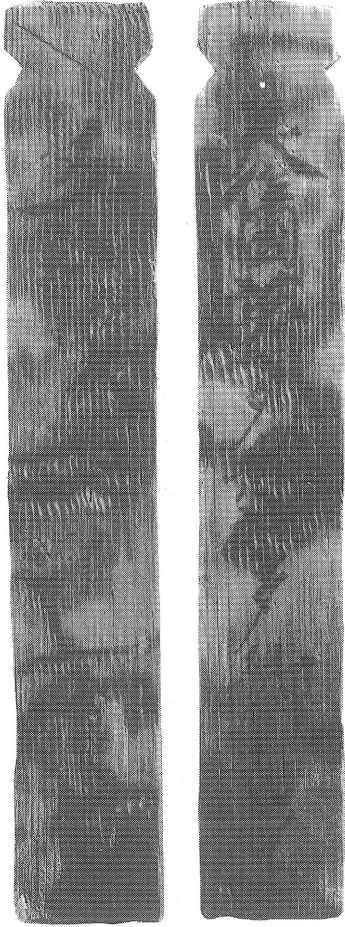
 (106) × (18) × 2 081

(22) 「」<sup>〔門門カ〕</sup>  (重書) 091

(23) 「廿五カ」<sup>〔廿五カ〕</sup> 「務」<sup>〔務〕</sup> 「養養」<sup>〔養養〕</sup> 091

(24) 「古カ」連右麻呂 091

(25) 部首 091



(19)



(16)

(1)は常陸国那賀(那珂)郡、(2)は伊与国湯郡(『和名抄』では温泉郡)の荷札。味酒里(郷)は『和名抄』に見える。(3)は習書。(4)は曲物の底板に墨書したもの。(6)は讃岐の荷札だが、国名部分はそれ以下と筆が異なり、かつ大きな文字で書く。また下端は文字を書いた後で二次的に削り尖らせているため、文字が欠けている。庸米の荷札か。なお『和名抄』には三木郡に山下郷は見えない。

(8)(10)は習書。(9)の若狭国遠敷郡車持郷は『和名抄』には見えないが、これまでも二条大路木簡によって存在が知られていた(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四)。(11)は四角柱で、両端を四角錐状に尖らせる。三面に「一」「二」「三」の文字を書くが、もう一面には文字はない。これまで同種のものとしては、一四本の刻線を記したものがあり、賽子あるいは算木とみられている(同『木器集成図録 近畿古代編』一九八五年、内山昭『計算機歴史物語』一九八三年)。

(12)は私門の常食を請求したものである。「私門」は公・朝廷に対する概念で用いられる語句ではあるが、その常食を請求していること、宮内から流れ出る溝で出土したことを考えれば、その意味での「私門」ではなく、これまで知られていなかった門号の可能性が強い。すなわち「キサイベ」門と読み、私(部)氏に因む門号であろう。出土遺構からすると、東院地区にあったのであろうか。(15)は大蔵省にあてた牒の文書木簡。

(16)は左辺が二次的に削られ、文字が欠けている。三文字目は、字形としては人偏に「堅」だが、二文字目の「緑」の字形から判断すると、糸偏であろう。ただし「經」は「きびしい」という意味で、一丈を単位とするにはふさわしくない。ちなみに、これまで出土している木簡で「浅緑」がつくのは、「糸」(奈良国立文化財研究所『平城宮木簡二五〇〇号木簡』、「緜」(同『同』五〇一号木簡)、「交紗緜」(同『同』五〇四号木簡)、「純」(同『同』五二二号木簡)、『平城宮発掘調査出土木簡概報』一九)と、いずれも平城宮跡出土の木簡に見える繊維製品である。(18)(22)は習書。(19)は年料春米の荷札。英多郡英多郷は『和名抄』に見える。「白米五斗」の文字は、郷名までと異なり。

(21)は「夕」とあるから、上日に関わるもの。(24)二字目は字形としては「右」だが、「古」の二画目が長く書かれた可能性もあろう。

#### 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報二〇〇〇—

Ⅲ』(二〇〇〇年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三五(二〇〇〇年)

(館野和己)